

13

客席等及び舞台

整備の基本的な考え方

- 客席及び舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる客席を一定数以上整備するとともに、舞台への移動経路を確保する。
- 客席の計画にあたっては、高齢者や障害者等が友人や家族といった同伴者とともに利用できるよう配慮する。
- 客席は、避難出入口が円滑に利用できる位置で、かつ、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、利用者が客席を選択できるよう配慮する。
- 車椅子使用者用席の配置は、席から舞台やスクリーン等へのサイトラインを確保できるよう配慮する。
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、乳幼児連れの利用者等、多様な利用者の観覧や舞台等の利用に配慮する(表外の「■多様な利用者の観覧等に配慮した望ましい水準」参照)。

整備基準	解説	望ましい水準
<p>(1)別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設で、利用者の利用に供する固定式の客席又は観覧席(以下「客席等」という。)を設ける場合は、客席等の数が500席以下のものにあつては2席以上の、500席を超えるものにあつては席の数に200分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。)以上の、次に定める構造の車椅子で利用できる席(以下「車椅子使用者用席」という。)を設けること。</p>	<p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「別表第1の1、2、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設、教育文化施設、劇場等、展示場、運動施設</p> <p>●「車椅子使用者用席数」には、固定式客席数のほか可動式客席数を含む。</p> <p>●最低限必要な車椅子使用者用席は、総客席数500席までの場合は2席以上、501席以上の場合は席数×1/200席以上</p>	<p>○その他の公共的施設においても客席等を設ける場合は、車椅子使用者用席を設ける。</p> <p>○車椅子使用者用席は、総客席数200席以下の場合は席数×1/50以上、200席超の場合は席数×1/100+2席以上</p> <p>○車椅子使用者用席の床面や手すり等に、車椅子使用者用席であることを、座席番号とともに表示する。</p> <p>○取り外しできる席を設けて、多数の車椅子使用者の利用が見込まれる場合の席数の確保など、様々な状況に対応できるようにする。</p>
<p>ア 設置場所</p> <p>観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる位置とすること。</p>	<p>●車椅子使用者の同伴者用席は、車椅子使用者用席に隣接して設けること。</p> <p>●車椅子使用者用席が他の客席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がりを設けること。</p> <p>●前後の客席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保すること。</p> <p>●車椅子使用者用席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮すること。</p>	<p>○車椅子使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる階、異なる水平位置に分散して設ける。</p>



memo

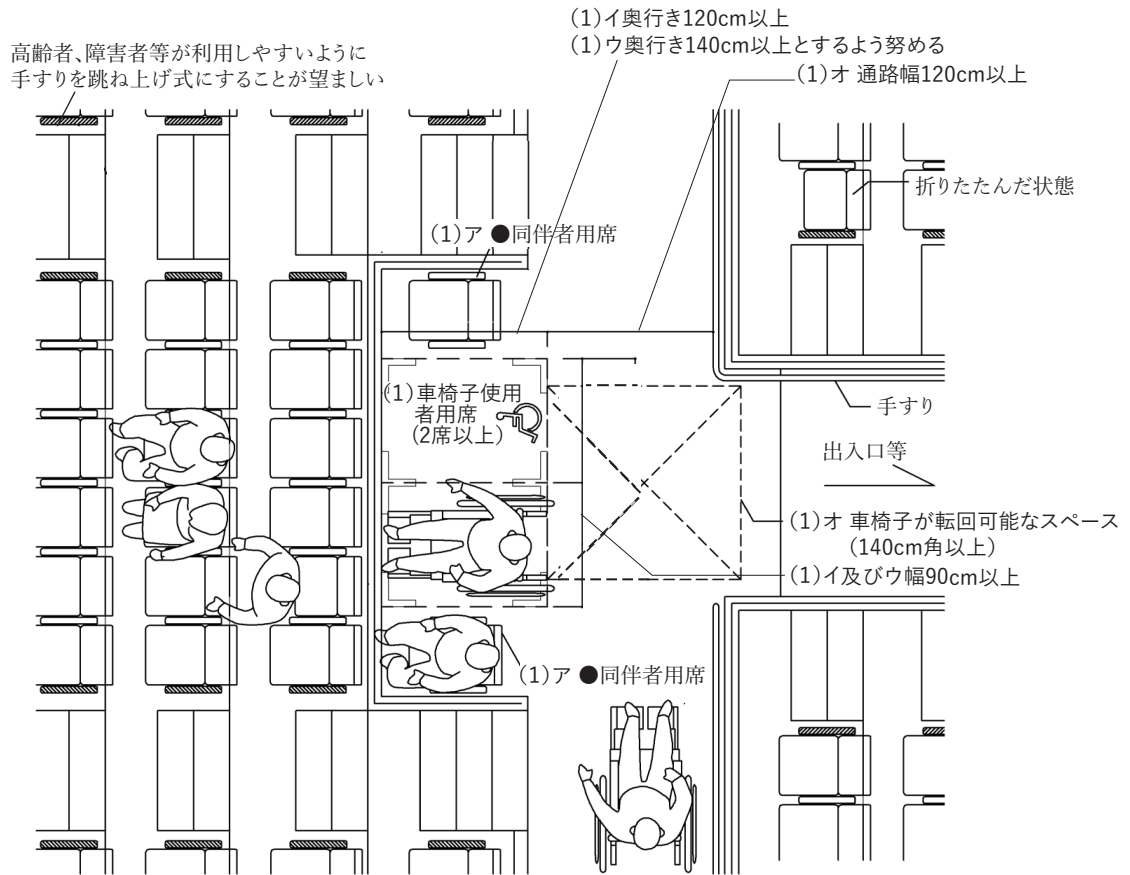
■多様な利用者の観覧等に配慮した望ましい水準

- 車椅子使用者の移乗等を想定し、一般客席付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。
- 体育館、競技場等では、競技用の車椅子に乗り換えた後に、日常用いる車椅子の置き場や、電動車椅子の充電用電源コンセントを確保する。
- 客席及び舞台に、パソコン要約筆記者用スペース(4名分の作業台)を確保する。
- 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、安心して利用できるよう、区画された観覧室(センサリールーム等)を設ける。

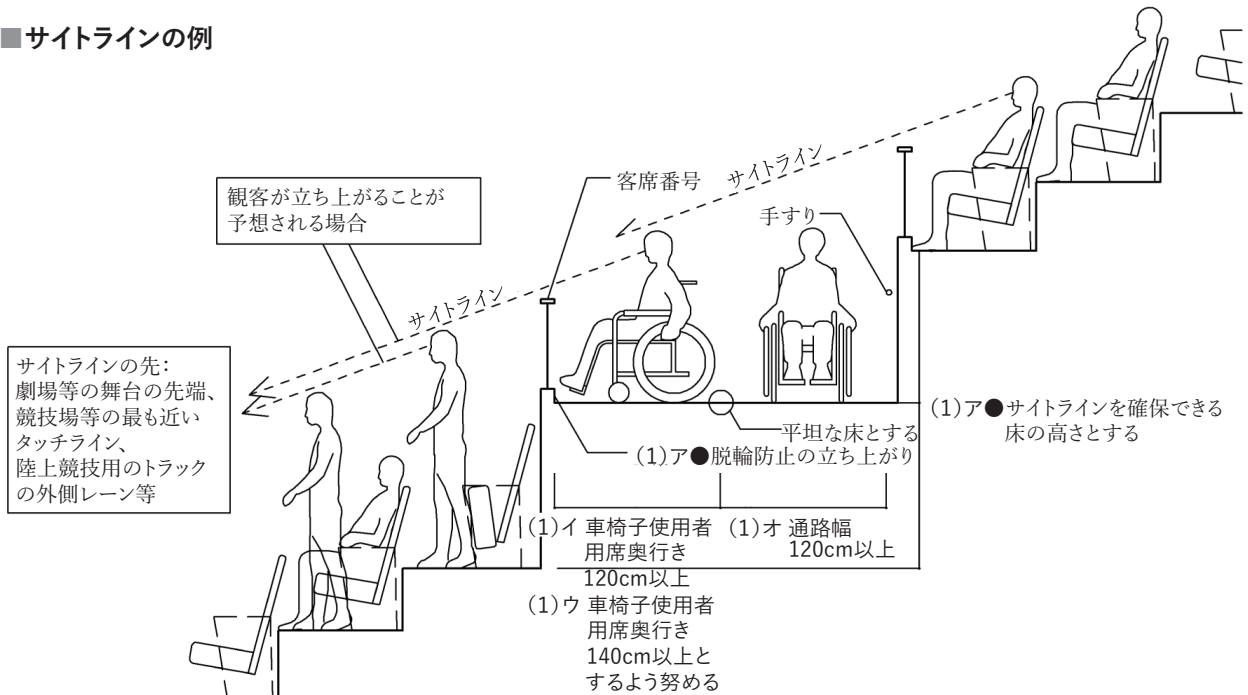
整備基準		解説	望ましい水準
イ 席の広さ	1席当たりの幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。	●電動車椅子のJIS規格における最大寸法は全幅70cm、全長120cmである。	
ウ 席の広さ	1以上の車椅子使用者用席の幅は90cm以上、奥行きは140cm以上とするよう努めること。	●リクライニング式を含む車椅子使用者に対応するため、奥行き140cm以上の客席を1以上設けるよう努めること。	
エ 床面の仕上げ	床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど、足を取られたり車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること。	
オ 席までの通路	出入口から車椅子使用者用席に至る通路のうち1以上の通路は、幅120cm以上とし、区間50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。	→2敷地内の通路の表「■主要寸法の考え方」(48頁)を参照 ●その他、原則として、4廊下等(1)の整備基準に定める構造とすること。 →4廊下等(1)(54頁)を参照	
(2) 高齢者、障害者等が円滑に客席等又は舞台袖口から舞台上ることができる経路をそれぞれ1以上確保すること。		●障害者等が容易に舞台上に上がれるよう、傾斜路や車椅子使用者用特殊構造昇降機の設置等により経路を確保すること。 ●舞台上に上がる経路には、転落防止措置を講ずること。 ●障害者等の利用に配慮し、楽屋と舞台の間に円滑な経路を確保すること。	

□客席・観覧席の整備例

■基本寸法



■サイトラインの例



資料：上図全て「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」（国土交通省）p 2-205~206を加工して作成

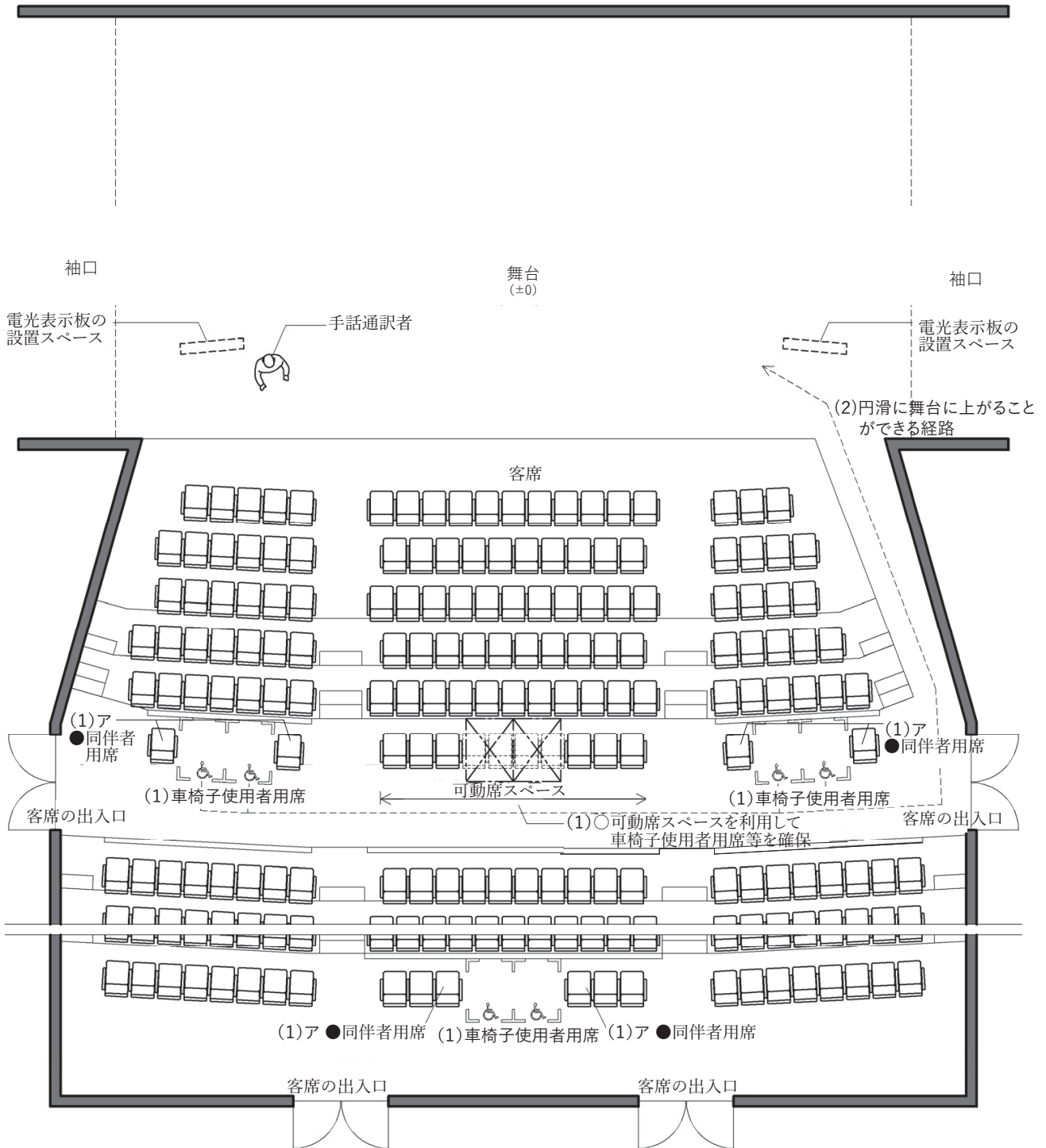
memo



■サイトラインの確保の考え方

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭や肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることができる視野の限界線のことである。
- ・前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮して、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- ・サイトラインの検討は、様々な人体寸法や車椅子の寸法・形状を考慮し、眼高がとりわけ低く、姿勢の変更や席の移動が難しい車椅子使用者のサイトラインを確保できるよう配慮する。

■車椅子使用者用席の位置



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-211を加工して作成

memo



■車椅子使用者用席の分散配置の考え方

車椅子使用者用席の分散配置については、ISO 21542 Building construction Accessibility and usability of the built environment(2011年)において、車椅子使用者用席の区域数が推奨されている。

総座席数が51～100の場合：最低3か所
 総座席数が101～200の場合：最低4か所
 それより総座席数が200席（又は200席未満）増えるごとに1か所ずつ設ける

■可動席スペースによる車椅子使用者用席の確保

大型車椅子の使用者、補助犬利用者、乳幼児連れ利用者、盲ろう者（同伴者4名程度）等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することが重要である。